

令和5年4月5日

保護者の皆様

多摩市立東寺方小学校
校長 伊藤 智子

令和5年度前期の学校における感染症対策について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
このことについて、令和5年3月17日付4文科初第2507号にて、新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について通知がありました。また、令和5年3月17日付4教指企第1959号にて、東京都教育庁指導部指導企画課長、指導部高等学校教育指導課長、指導部特別支援教育指導課長及び指導部義務教育指導課長から令和5年度入学式の実施に係る通知がありました。

つきましては、これらの改定を踏まえ、前期以降の学校における感染症対策等について、次の通り対応いたします。保護者の皆様には、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1 学校における感染症対策

(1) 基本的な考え方

- 児童・生徒及び教職員については、学校教育活動にあたって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 基礎疾患があるなどの様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童・生徒もいたりすること等から、学校や教職員がマスクを着用すること、外すことを強いることのないようにします。
- 教職員や特別支援学級の児童・生徒、区域外就学の児童生徒等で登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習で医療機関や高齢者施設等を訪問する場合、マスクの着用が推奨されている場合は、児童生徒及びその保護者に対しても「マスクの着用等が推奨されていること」の周知を図ります。ただし、この場合においても上記に示した通り、諸事情によりマスクを着用できない児童・生徒がいる場合もあることから、マスクを強いることのないようにします。このことに関連し諸事情によりマスクを着用できない児童生徒が校外学習で関連施設を訪問する場合、関連施設の担当者に事情を説明し対応について事前に協議し、その内容を保護者にもお知らせします。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、今まで通りの一定の感染症対策を行います。また、基本的な感染対策は重要であることから、引き続き「三密の回避」「人との距離の確保」「手洗い等の衛生」「換気」等は励行します。

(2) 4月からの学校生活での主な変更点

- 8：05までの学年ごとの校庭での整列は行いません。8：05から順次、校舎内に入ります。登校時間は、8：05～8：20です。
- 健康観察カードは使用しません。ただし、ご家庭では健康観察を実施し、発熱や体調不良の時は無理をせず休養させてください。
- 机等のアルコール消毒、アルコールの手指消毒は行いません。ただし、消毒をしたい児童のために、各教室前のアルコール設置は継続します。
- 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保します。

(3) 給食等の食事をする場面

- 給食当番は、衛生上マスクを着用して当番活動にあたります。そのため、ランドセル等に、給食当番時に使用するためのマスクを10枚程度常備しておいてください。
- 当番児童は、石鹸での手洗い後に、今まで通りビニール手袋をして配膳を行います。
- 食事中は、飛沫を飛ばさないように注意し、具体的には適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしないように食べます。
- 食事中は、いわゆる過度な黙食は必要としません。

多摩市立東寺方小学校
副校長 勝田 一郎
電話 371-4151